

○真空ゴミ輸送施設の使用等に関する規則

平成29年3月18日制定

令和5年3月18日改正

令和6年3月16日改正

真空ゴミ輸送施設の使用等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、日吉台共有施設管理組規約（昭和61年5月25日制定。以下「規約」という。）第16条第1項の規定に基づき、規約に定めるもののほか日吉台共有施設管理組合（以下「組合」という。）の共有施設の使用方法等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則に定める用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ゴミポストとは、真空ゴミ輸送施設の一部を構成する施設で、ごみを投入するための機械装置をいう。

(2) ポストキーとは、ゴミポストにごみを投入する場合に使用する鍵をいう。

(3) 賃借人等とは、規約第5条第3項に定める占有者で、アパート、マンション等の集合住宅を賃貸又は使用貸借により借り受けしているものをいう。

(組合員等の届出手続)

第3条 組合員が、規約第10条の規定により届出書を提出する場合は、次の各号に定めるところにより手続しなければならない。

(1) 組合員の資格を取得した者は、別記第1号様式の加入届出書を提出しなければならない。

(2) 組合員の資格を喪失した者は、別記第2号様式の喪失届出書を提出しなければならない。

(3) 組合員は、届け出た内容に変更が生じたときは、別記第3号様式の変更届出書を提出しなければならない。

2 賃借人等に関する届出手続は、賃借人等、組合員又は組合員から建物の管理を委託された業者が、前項第3号に規定する別記第3号様式の変更届出書を提出することにより行うものとする。

(承継人の届出手続)

第4条 規約第11条の規定により、建物に関する権利を承継したものが組合員としての権利義務の一切を承継した場合は、前条第1項第1号又は第3号の規定に準じて手続を行うものとする。

(ポストキーの貸与及び保管)

第5条 組合は、ゴミポストを使用する権利がある組合員又は賃借人等に対し、1区画につき1本のポストキーを無償で貸与する。

2 前項のポストキーを貸与された組合員又は賃借人等は、その保管義務を負う。

(ポストキーの返却)

第6条 前条の規定によりポストキーを貸与された組合員が、その資格を喪失した場合

は、当該ポストキーを組合に速やかに返却しなければならない。

2 賃借人等が退去した場合も、同様とする。

(ポストキーの紛失等の届出)

第7条 組合員又は賃借人等がポストキーを紛失した場合は、速やかに、組合に別記第4号様式のゴミポストキー紛失届出書を提出しなければならない。

(ポストキーの弁償金等)

第8条 組合員又は賃借人等がポストキーを紛失した場合、組合は弁償金として1万円を徴収する。

2 組合は、前項の弁償金の受領と引き換えにポストキーを貸与するものとする。

3 弁償金の支払をした者が、紛失届出書を提出した日(又は支払った日)から1か月以内にポストキーを発見した場合は、組合は返金に応じるものとする。ただし、1か月を経過した後に発見した場合は、この限りでない。

(ポストキーの交換)

第9条 貸与したポストキーが破損又は不具合等により使用できない場合、組合は、当該ポストキーと引き換えに無償で交換する。

(投入できる廃棄物)

第10条 ゴミポストに投入できるごみは、家庭系一般廃棄物(可燃物)とする。

(投入を禁止する廃棄物)

第11条 次の各号に掲げる物は、ゴミポストに投入してはならない。

- (1) 産業廃棄物及び事業系一般廃棄物
- (2) レンガ、ブロック、石ころ、セメント、モルタル
- (3) 金属塊(トランス、アイロン、鉄アレイ、ボトル、その他の小型重量物)
- (4) 木材塊(袋に入る程度の木片を除く。)
- (5) 火気のある廃棄物、ガソリン、石油、灯油等の危険物、爆発物
- (6) 犬、猫、その他動物の死骸等
- (7) その他真空ゴミ輸送処理に支障をきたす物

2 組合員又は賃借人等が、前項の禁止廃棄物を投入して、施設に損傷を与え、又は運転管理に支障を生じた場合は、その損害を負担しなければならない。

(ゴミポストの稼働時刻等)

第12条 ゴミポストにごみを投入できる時刻等は、次表に掲げるとおりとする。

投入開始時刻		1回目	2回目	3回目
	午前5時	午前11時	午後3時	午後8時

備考1 各時間帯とも青ランプが点灯中の場合に投入できる。

2 各時間帯とも70回の投入で赤ランプになり、投入できなくなる。

3 午後8時から午前0時までの間は、青ランプが点灯中の場合に投入でき、午前0時になると、強制的に赤ランプに切り替わる。

4 午前5時の時間帯は、青ランプが点灯中であれば投入できる。

5 年末年始は、ゴミポストの稼働を休止する。

(組合員等の責務)

第13条 組合員又は賃借人等は、ゴミポスト及びその周辺を清潔に保つよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(真空ゴミ輸送施設の使用に関する細則の廃止)
- 2 真空ゴミ輸送施設の使用に関する細則（平成6年6月11日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第3条第1項第3号）

受付	年 月 日
	担当者

加入届出書

年 月 日

日吉台共有施設管理組合理事長 様

届出者 (所有者)	住所	
	氏名	Ⓜ
	電話	
建物所在地		日吉台

私は、下記建物の所有者として日吉台共有施設管理組合（以下「管理組合」という。）の組合員資格を取得しましたので、加入届出書を提出します。管理組合の定めた規約・細則に同意し、遵守することを誓います。

所有建物 種 別	<input type="checkbox"/> 1. 一般住宅（一戸建）	延床面積	m ²	
	<input type="checkbox"/> 2. 高層住宅（区分所有）	延床面積	m ²	
	<input type="checkbox"/> 3. 集合住宅（マンション所有）	住宅戸数	m ²	
	<input type="checkbox"/> 4. 共同住宅（アパート所有）	部屋数	室	
	(注) 戸数、部屋数、延床面積は、議決権数及び施設修繕積立金負担額算出のための区画数基準になりますので、正確に記入してください。			
販売会社・仲介 業者・建設会社	名称		担当者	
	住所		電話	
所有権取得日	年 月 日		所有権（保存・移転）登記日	
	売買契約書締結日		建物の引渡日	
入居予定日	ア. 入居日（ 年 月 日）		イ. 未定	
※管理組合 記載事項	<input type="checkbox"/> 1. 修繕積立金入金確認	年 月 日		
	<input type="checkbox"/> 2. 自動振替手続確認	年 月 日		
	<input type="checkbox"/> 3. ゴミポストキー引渡し	年 月 日		
	ゴミポストキーNo. ()			
<input type="checkbox"/> 4. その他				

受付	年 月 日	
	担当者	

喪失届出書

年 月 日

日吉台共有施設管理組合理事長 様

現住所	
組合員氏名	⑩
電話	

私は、下記の理由により建物の所有権を喪失しましたので、組合員資格の喪失届出書を提出します。

喪失建物の所在地	富里市日吉台		
所有権の喪失日	年 月 日	登記年月日	
喪失理由	建替 ・ 滅失 ・ 売買 ・ その他 ()		
ゴミポストキー番号			
ゴミポストキー返却日	年 月 日		
転出先住所			
電 話			
自動振替銀行		本・支店名	
※自動振替停止月	年 月		
入居予定日	(建替の場合)		
不動産仲介業者等	名 称		担当者
	所在地		電 話
備 考			

受付	年 月 日	
	担当者	

変 更 届 出 書

年 月 日

日吉台共有施設管理組合理事長 様

届出者	住所	
	氏名	⑩
	電話	
建物所在地		日吉台

下記のとおり変更になりましたので、変更届出書を提出します。

変更前	所有者	住所			
		氏名		電話	
	居住者	住所	日吉台		
		氏名		電話	
変更後	所有者	住所			
		氏名		電話	
	居住者	住所	日吉台		
		氏名		電話	
変更事項	変更理由	ア. 売買 イ. 交換 ウ. 贈与 エ. 相続 オ. 賃貸 カ. 住所変更 キ. 氏名変更 ク. その他 ()			
	所有権移転	年 月 日 (建物登記年月日)			
	入・退居日	ア. 入居日 (年 月 日) イ. 未定 ウ. 退去日 (年 月 日) エ. 未定			
不動産仲介業者等		社名		担当者	
		住所		電話	
連絡先	住所		電話		
ゴミポストキー引継		ア. 引継日 (年 月 日) イ. 未 済			
維持管理費の 支払者の変更		ア. 変更日 (年 月分から) イ. 変更なし			
		ウ. 銀行自動振替解約 済 (年 月) エ. 未 済			
備考					

受付	年 月 日	
	担当者	

ゴミポストキー紛失届出書

年 月 日

日吉台共有施設管理組合理事長 様

住 所	
組合員（賃借人等）の氏名	印
電 話	

私は、日吉台共有施設管理組合から貸与されたゴミポストキーを紛失したので、お届けします。

つきましては、ゴミポストキーの弁償金10,000円と引き換えにゴミポストキーをお渡しく下さい。

また、紛失したゴミポストキーが1か月経過後に発見されても、支払った弁償金の返還請求はしません。

※管理組合は、紛失届出書提出後1か月以内に発見された場合は、支払った弁償金の返還に応じます。

紛失場所	
紛失日時	年 月 日 時 ごろ
届出者区分	ア 所有者 イ 賃借人 ウ その他（ ）
ゴミポストキー番号	
※管理組合記載欄	1. ゴミポストキー代金入金確認 年 月 日
	2. その他
備 考	